

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

完 改	了 定	H26-10-7
		H25-2-26
		H25-8-19
作 成		H25-7-26

検討課題	8	議会申し合わせ等の確認について	
区 分	I - A		
関連条例内容	<p>(議員の役割、責務等)</p> <p>第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。</p>		
検討内容	・事務局にて見直し作業中		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・議員に「亀山市議会要覧」を配布している。(平成22年11月) ・事務局において、過去の代表者会議や議会運営委員会等で決定した事項を洗い出し、申し合わせ事項等を確認するなど、リニューアル作業中。 		<ul style="list-style-type: none"> ・条例、規則等との関連について。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度中に原案の確認。 ・第22回検討部会において、亀山市議会要覧の素案を提出し、さらに精査して最終案とすることを確認。(平成26年7月2日) ・第24回検討部会において、先例集と関連例規をまとめ、議会要覧とし、10月に開催する議会改革推進会議において配布することを確認。(平成26年8月21日) ・第25回検討部会において、亀山市議会要覧の最終案を確認し完了とする。(平成26年10月7日)